

野田市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、市の資産のうち広告を掲載することが可能なものをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告媒体に掲載することができる広告は、法令等に違反していない広告主の広告であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団に関するもの又はこれに類するもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (9) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第3項に規定する投資信託、外国投資信託、投資法人債、外国投資債及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定するデリバティブ取引に関するもの
- (10) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の募集等)

第4条 広告の募集方法、予定価格、選定方法等は、広告媒体ごとに市長が定める。

(広告媒体等の決定)

第5条 市長は、広告掲載する広告媒体及び掲載内容について審査し、可否を決定するものとする。

(審査機関)

第6条 広告媒体の決定及び広告媒体に掲載する広告等に関し、疑義等が生じた場合の審査機関として、野田市広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、PR推進室長、企画調整課長、財政課長、総務課長、行政管理課長及び管財課長をもって組織する。

3 審査会は、行政管理課長を会長とし、行政管理課長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、必要に応じて、行政管理課長が招集する。

2 審査会の会議は、半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会は、必要により審査事項に関する関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 審査会の事務は、行政管理課において処理する。

(広告掲載された封筒等の寄附の受入れ)

第9条 前6条の規定は、広告の掲載された物品及び広告の掲載された冊子等の添付を条件とした広告の掲載されていない物品の寄附の受入れについて準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年1月11日から施行する。

この要綱は、令和２年２月２５日から施行する。

この要綱は、令和３年５月１３日から施行する。

この要綱は、令和３年１１月１２日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。